

| | |
|--|---|
| 第一章 総則 | 第一節 総則（第一条—第二十一条の二） |
| 第二章 強制執行 | 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行 |
| 第三章 不動産に対する強制執行 | 第一款 不動産に対する強制執行 |
| 第四章 債権等の強制執行 | 第二目 強制競売（第四十五条—第九十条） |
| 第五章 債権の執行等 | 第三目 強制管理（第九十三条—第一百十一条） |
| 第六章 船舶に対する強制執行 | 第二款 船舶に対する強制執行（第一百十二条—第一百二十二条） |
| 第七章 動産に対する強制執行 | 第三款 動産に対する強制執行（第一百二十二条—第一百四十二条） |
| 第八章 債権及びその他の財産権に対する強制執行 | 第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行 |
| 第九章 強制執行等（第一百四十三条—第一百六十七条） | 第一目 強制執行等（第一百四十三条—第一百六十七条） |
| 第十章 少額訴訟債権執行（第一百六十七条—第一百六十九条） | 第二目 少額訴訟債権執行（第一百六十七条—第一百六十九条） |
| 第十一章 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十八条—第一百七十九条） | 第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十八条—第一百七十九条） |
| 第十二章 担保権の実行としての競売等（第一百八十条—第一百九十五条） | 第四章 債務者の財産状況の調査 |
| 第十三章 財産開示手続（第一百九十六条—第二百三十三条） | 第一節 財産開示手続（第一百九十六条—第二百三十三条） |
| 第十四章 罰則（第二百十二条—第二百十五条） | 第二節 第三百一十二条（第二百十一条） |
| 第十五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条） | 附則 |
| （趣旨） | 第一章 総則 |

| | | |
|--|---------|---|
| 第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十一年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す） | （執行裁判所） | か、この法律の定めるところによる。 |
| | （執行機関） | （執行裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行なるべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う） |
| | （執行官） | （執行官が行う民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う執行処分をもつて執行裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う） |
| | （執行抗告） | （執行裁判所の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする） |
| | （執行抗告） | （執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。） |

| | |
|-------|--|
| （審尋） | 第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。（執行官等の職務の執行の確保） |
| （第六条） | 第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。ただし、第六十四条の二第五項（第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。 |
| （立会人） | （立会人） |
| （第七条） | 第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。（休日又は夜間の執行） |
| （第八条） | 第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。 |

| | |
|--------|---|
| （第九条） | 第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（身分証明書等の携帯） |
| （第十条） | 第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。（執行抗告） |
| （第十一条） | 第十一条 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに対しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遅延に対しても、同様とする。（執行異議） |
| （第十二条） | 第十二条 前条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。（取消決定等に対する執行抗告） |
| （第十三条） | 第十三条 民事訴訟法第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、執行裁判所による手続については、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。（代理人） |
| （第十四条） | 第十四条 執行裁判所に対し民事執行の申立てをするときは、申立て人は、民事執行の手続に必要な費用として裁判所書記官の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、裁判所書記官が相当の期間を定めてその不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。（費用の予納） |
| （第十五条） | 第十五条 前項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。（異議の有無） |
| （第十六条） | 第十六条 第一项の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。（確定） |
| （第十七条） | 第十七条 申立て人が費用を予納しないときは、執行裁判所は、抗告裁判所に記載された理由により、調査する。ただし、原裁判所も、これらの処分を命ずることができる。（抗告裁判所の調査） |
| （第十八条） | 第十八条 第五項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。（抗告） |
| （第十九条） | 第十九条 第六項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。（不服） |

- 5 前項の規定により申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。
(担保の提供)

[第十五条] この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所(以下この項において「発令裁判所」という。)又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 民事訴訟法第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。
(期日の呼出しの特例)

[第十五条の二] 民事執行の手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰すことができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(送達の特例)

[第十六条] 民事執行の手続について、執行裁判所に対し申立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、送達を受けるべき場所(日本国内に限る。)を執行裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができるもの。

2 民事訴訟法第一百四条第二項及び第三項並びに第七十七条の規定は、前項前段の場合について準用する。

3 第一項前段の規定による届出をしない者(前項において準用する民事訴訟法第一百四条第三項に規定する者を除く。)に対する送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所においてする。

4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条において準用する民事訴訟法第一百六条の規定により送達をすることができないと

きは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第百七条第二項及び第三項の規定を準用する。

5 民事執行の手続における公示送达は、裁判所書記官が送达すべき書類を保管し、いつでも送达を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第十七条 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(官庁等に対する援助請求等)

第十八条 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所又は執行官は、官庁又は公署に対する援助を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産(財産が土地である場合にはその上にある建物を、財産が建物である場合にはその敷地を含む。)に対し、課される租税その他の公課について、所管の官庁又は公署に対し、必要な証明書の交付を請求することができる。

(記録事項証明書の提出等の省略)

3 前項の規定は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

第十八条の二 民事執行の手続においてこの法律の規定に基づき裁判所、裁判所書記官又は執行官に次の方号に掲げるものに係る記録事項証明書(裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの)をいう。以下単に「ファイル」という。)を提出し、又は提示すべき者は、その提出又は提示に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該各

- 号に掲げるものに係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

二 裁判所書記官の処分

三 裁判上の和解又は調停

四 前三号に掲げるもののほか、確定判決と同一の効力を有するもの

五 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいいう。第三十九条第一項第四号及び第四号の二並びに第一百六十七条の二第一項第四号において同じ。）

3 当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

4 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は交付も、同様とする。

(裁判書)

第十九条の三 民事執行の手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

第二十条 別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一條、第二編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条规定)を準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条 この法律に定めるもののほか、民事執行の手続に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二十二条 第二十四条又は第三十三条から第三十五条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに関する手続(以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手続」という。)については、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十三条第三項、第一百六十条第二項、第一百六十七条第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

2 家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟法の規定について(別表第二の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。)

3 第十五条の二、第十六条第五項及び第十九条の二の規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続について準用する。

第二章 強制執行

第一节 総則

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの(以下「債務名義」という。)により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判(確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。)

三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令

三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令

四 仮執行の宣言を付した支払督促(四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の規定を準用することとされる事件の手続を含む。)、家事事件

若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の处分又は第四十二条

年法律第四十八号)の規定を準用することとされる事件の手続の費用を含む。)、家事事件

若しくは有価証券法の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録されているもの(以下「執行証書」という。)

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは債務者の普通裁判籍の所在

第四項に規定する執行費用及び返還すべき金

額の額を定める裁判所書記官の処分(後者の

処分にあつては、確定したものに限る。)

六 金銭の一一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券法の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の

陳述が記載され、又は記録されているもの(以下「執行証書」という。)

七 確定した執行判決のある外国裁判所の判決(平成十五年法律第三百三十八条)第四十八条に規定する暫定保全措置命令(以下「執行証書」とい

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断六の三 確定した執行等認可決定のある仲裁法

六の四 確定した執行判決のある国際和解合意六の五 確定した執行決定のある特定和解

七 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

八 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

九 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十一 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十二 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十三 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十四 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十五 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十六 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十七 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十八 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

十九 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

二十 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

二十一 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

3 第一項に規定する債務名義による強制執行は、その債務名義の正本(債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合における執行文の付与)債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録を提出したときに限り、付与することができる。当該各号に定める方法により行う。

2 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの

全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

1 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

3 第一項の訴えは、外國裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法百十八条各号(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第七十九条の二において準用する場合を含む。)に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。

4 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

5 第一項の訴えは、外國裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法百十八条各号(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第七十九条の二において準用する場合を含む。)に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。

6 執行判決においては、外國裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならぬ。

7 執行文は、次に掲げる者に対し、又はその者た

めにことができる。

一 債務名義に表示された当事者

二 債務名義に表示された当事者が他人のため

に当事者となつた場合のその他人

三 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人(前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては口頭弁論終結後の承継人、同条第三号の二に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人)

四 執行証書による強制執行は、執行証書に表示された当事者又は執行証書作成後のその承継人に対し、若しくはこれらの者のためにすることができる。

の者のためにする強制執行は、その債務名義の正本に基づいて実施する。

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本(執行証書が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、当該電磁的記録)を保存する公証人が付与する。

2 執行文の付与は、債務者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場合に係る債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

3 第一項に規定する債務名義による強制執行は、その債務名義の正本(債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合における執行文の付与)債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

2 債務名義に係る電磁的記録がファイ

ルに記録されたものである場合にあっては、執行文の付与、債務者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

3 前二号に掲げる場合における執行文の付与、債務名義に係る同項第三号の電磁的記録に併せて記録する方法

2 債務名義が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

1 債務名義が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

2 債務名義が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

3 前二号に掲げる場合における執行文の付与、債務名義に係る同項第三号の電磁的記録に併せて記録する方法

2 債務名義に係る電磁的記録がファイ

ルに記録されたものである場合にあっては、執行文の付与、債務者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

2 異議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(請求異議の訴え)

第三十五条 債務名義(第二十二条第二号又は第三号の二から第四号までに掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

2 確定判決についての異議の事由は、口頭弁論の終結後に生じたものに限る。

3 第三十三条第一項及び前条第一項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)

第三十六条 執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起があつた場合において、異議のため主張した事情が法律上理由があるときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判断において次条第一項の裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができるものである。

2 前項の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないでできる。

3 第一項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁判の正本又は記録事項証明書を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起前においても、することができる。

4 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

5 第一項又は第三項の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(終局判決における執行停止の裁判等)

第三十七条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

(第三者異議の訴え)

第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に對し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

2 前項の規定による裁判に対する第三者は、同項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

4 前二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 債務名義(執行証書を除く)若しくは仮審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本又は記録事項証明書

二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本又は記録事項証明書

三 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解の調書の正本又は電子調書(民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいう)。

5 の二第一項第四号において同じ。)の記録事項証明書

(強制執行を免れるための担保を立てたこと)を証する文書

第四十条 前条第一項第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならぬ。

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。(債務者が死亡した場合の強制執行の続行)

3 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合においては適用しない。

(執行処分の取消し)

第四十一条 前条第一項第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならぬ。

2 第四十一条の規定は、強制執行は、その開始後に債務者が死亡した場合においても、続行することができる。

(強制執行の停止)

第四十二条 強制執行の費用で必要なもの(以下定は、前項の特別代理人について準用する。)(執行費用の負担)

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあつては、執行費用は、その執行手続において、債務名義を要しないで、同時に、取り立てることができる。

3 強制執行の基本となる債務名義(執行証書を除く)を取り消す旨は、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。

(執行裁判所)

(強制執行を免れるための担保を立てたこと)を証する文書

第四十三条 不動産(登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「不動産執行」といいう。)は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。

(不動産執行の方法)

第四十四条 不動産執行については、その所在地にあつては、その登記をすべき地)を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがつて存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管

| | |
|---|--|
| 3 | 執行裁判所は、債務者以外の占有者に對し第一項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならない。 |
| 4 | 執行裁判所が第一項の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができない。ただし、同項第二号に掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、同項の規定による決定をしてはならない。 |
| 5 | 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。 |
| 6 | 第一項又は前項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。 |
| 7 | 第五項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。 |

| | |
|----|--|
| 8 | 第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。 |
| 9 | 前項に規定する決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができます。 |
| 10 | 第一項の申立て又は同項（第一号を除く。）の規定による決定の執行に要した費用（不動産の保管のために要した費用を含む。）は、その費用とする。（相手方を特定しないで発する売却のための保全処分等） |

| | |
|---------|---|
| 第五十五条の二 | 前条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定については、当該決定の執行前に相手方を特定することを困難とする特別の事情があるときは、執行裁判所は、相手方を特定しないで、これを発することができる。 |
| 第一項 | 前項の規定による決定の執行は、不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができない場合は、することができない。 |
| 第二項 | 第一項の規定による決定の執行がされたときは、当該執行によつて不動産の占有を解かれた者が、当該決定の相手方となる。 |
| 第三項 | 第一項の規定による決定は、前条第八項の期間内にその執行がされなかつたときは、相手方に対して送達することを要しない。この場合において、第十五条第二項において準用する民事訴訟法第七十九条第一項の規定による担保の取消しの決定で前条第四項の規定により立てさせ |

| | |
|-------|---|
| 4 | 執行裁判所は、近傍同種の不動産の取引価格、不動産から生ずべき収益、不動産の原価その他の不動産の価格形成上の事情を適切に勘案して、不動産の売却を実施するための評価であることを考慮しなければならない。 |
| 5 | 評価人は、近傍同種の不動産の取引価格、不動産の価格形成上の事情を適切に勘案して、不動産の売却を実施するための評価であることを考慮しなければならない。 |
| 第六十一条 | 執行裁判所は、相互の利用上不動産を他の不動産（差押債権者は債務者を異にするものを含む。）と一緒にして同一の買受人に買わせることを相当であると認めるときは、これらの不動産を一括して売却することを考慮しなければならない。この場合において、評価人は、強制競売の手続において不動産の売却を実施するための評価であることを考慮しなければならない。 |
| 第六十二条 | 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成しなければならない。 |
| 第六十三条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |

| | |
|-------|---|
| 第六十四条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第六十五条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第六十六条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第六十七条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第六十八条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |

| | |
|----------|---|
| 第六十九条 | 不動産の上に存する先取特権、使用権及び借地権を支払わないとときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）がその不払の地代又は借地を債務者に代わつて弁済することを許可することができます。 |
| 第七十条 | 第五十五条第十項の規定は、前項の申立てに要した費用及び同項の許可を得て支払った地代又は借地について準用する。 |
| 第七十一条 | （現況調査） |
| 第七十二条 | 第五十七条 執行裁判所は、執行官に対し、不動産の形状、占有関係その他の現況について調査を命じなければならない。 |
| 第七十三条 | 執行官は、前項の調査をするに際し、不動産に立ち入り、又は債務者若しくはその不動産を占有する第三者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。 |
| 第七十四条 | 執行官は、前項の規定により不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。 |
| 第七十五条 | 執行官は、第一項の調査のため必要がある場合には、市町村（特別区の存する区域にあつては、都）に対し、不動産（不動産が土地である場合にはその上にある建物を、不動産が建物である場合にはその敷地を含む。）に對して課される固定資産税に関して保有する図面その他の資料の写しの交付を請求することができる。 |
| 第七十六条 | 執行官は、前項に規定する場合には、電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を行う公益事業を営む法人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。 |
| 第七十七条 | （評価） |
| 第七十八条 | 執行裁判所は、評価人を選任し、不動産の評価を命じなければならない。 |
| 第七十九条 | 評価人は、近傍同種の不動産の取引価格、不動産から生ずべき収益、不動産の原価その他の不動産の価格形成上の事情を適切に勘案して、不動産の売却を実施するための評価であることを考慮しなければならない。 |
| 第八十条 | （括売却） |
| 第八十一条 | 執行裁判所は、相互の利用上不動産を他の不動産（差押債権者は債務者を異にするものを含む。）と一緒にして同一の買受人に買わせることを相当であると認めるときは、これらの不動産を一括して売却することを考慮しなければならない。 |
| 第八十二条 | 执行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成しなければならない。 |
| 第八十三条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第八十四条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第八十五条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第八十六条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第八十七条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第八十八条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第八十九条 | （物件明細書） |
| 第九十条 | 評価人は、第六条第二項の規定により執行官に対し援助を求めるには、執行裁判所の許可を受けなければならない。 |
| 第九十一条 | 第十八条第二項並びに前条第二項、第四項及び第五項の規定は、評価人が評価をする場合について準用する。 |
| 第九十二条 | （売却に伴う権利の消滅等） |
| 第九十三条 | 不動産の上に存する先取特権、使用権及び借地権を支払わないとときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）がその不払の地代又は借地を債務者に代わつて弁済することを許可することができます。 |
| 第九十四条 | 第五十五条第十項の規定は、前項の申立てに要した費用及び同項の許可を得て支払った地代又は借地について準用する。 |
| 第九十五条 | （現況調査） |
| 第九十六条 | 第五十七条 執行裁判所は、執行官に対し、不動産の形状、占有関係その他の現況について調査を命じなければならない。 |
| 第九十七条 | 執行官は、前項の調査をするに際し、不動産に立ち入り、又は債務者若しくはその不動産を占有する第三者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。 |
| 第九十八条 | 執行官は、前項の規定により不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。 |
| 第九十九条 | 執行官は、第一項の調査のため必要がある場合には、市町村（特別区の存する区域にあつては、都）に対し、不動産（不動産が土地である場合にはその上にある建物を、不動産が建物である場合にはその敷地を含む。）に對して課される固定資産税に関して保有する図面その他の資料の写しの交付を請求することができる。 |
| 第一百条 | 執行官は、前項に規定する場合には、電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を行う公益事業を営む法人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。 |
| 第一百一条 | （評価） |
| 第一百十二条 | 执行裁判所は、評価人を選任し、不動産の評価を命じなければならない。 |
| 第一百十三条 | 評価人は、近傍同種の不動産の取引価格、不動産から生ずべき収益、不動産の原価その他の不動産の価格形成上の事情を適切に勘案して、不動産の売却を実施するための評価であることを考慮しなければならない。 |
| 第一百四十四条 | （括売却） |
| 第一百四十五条 | 执行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成しなければならない。 |
| 第一百四十六条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第一百四十七条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第一百四十八条 | 前二項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。 |
| 第一百四十九条 | （物件明細書） |
| 第一百五十条 | 評価人は、第六条第二項の規定により執行官に対し援助を求めるには、执行裁判所の許可を受けなければならない。 |
| 第一百五十二条 | 第十八条第二項並びに前条第二項、第四項及び第五項の規定は、評価人が評価をする場合について準用する。 |
| 第一百五十三条 | （物件明細書） |
| 第一百五十四条 | 評価人は、第六条第二項の規定により執行官に対し援助を求めるには、执行裁判所の許可を受けなければならない。 |
| 第一百五十五条 | （物件明細書） |
| 第一百五十六条 | 評価人は、第六条第二項の規定により執行官に対し援助を求めるには、执行裁判所の許可を受けなければならない。 |
| 第一百五十七条 | （物件明細書） |
| 第一百五十八条 | 評価人は、第六条第二項の規定により執行官に対し援助を求めるには、执行裁判所の許可を受けなければならない。 |
| 第一百五十九条 | （物件明細書） |
| 第一百六十条 | （物件明細書） |
| 第一百六十二条 | （物件明細書） |
| 第一百六十三条 | （物件明細書） |
| 第一百六十四条 | （物件明細書） |
| 第一百六十五条 | （物件明細書） |
| 第一百六十六条 | （物件明細書） |
| 第一百六十七条 | （物件明細書） |
| 第一百六十八条 | （物件明細書） |
| 第一百六十九条 | （物件明細書） |
| 第一百七十条 | （物件明細書） |
| 第一百七十一条 | （物件明細書） |
| 第一百七十二条 | （物件明細書） |
| 第一百七十三条 | （物件明細書） |
| 第一百七十四条 | （物件明細書） |
| 第一百七十五条 | （物件明細書） |
| 第一百七十六条 | （物件明細書） |
| 第一百七十七条 | （物件明細書） |
| 第一百七十八条 | （物件明細書） |
| 第一百七十九条 | （物件明細書） |
| 第一百八十条 | （物件明細書） |
| 第一百八十一条 | （物件明細書） |
| 第一百八十二条 | （物件明細書） |
| 第一百八十三条 | （物件明細書） |
| 第一百八十四条 | （物件明細書） |
| 第一百八十五条 | （物件明細書） |
| 第一百八十六条 | （物件明細書） |
| 第一百八十七条 | （物件明細書） |
| 第一百八十八条 | （物件明細書） |
| 第一百八十九条 | （物件明細書） |
| 第一百九十条 | （物件明細書） |
| 第一百九十二条 | （物件明細書） |
| 第一百九十三条 | （物件明細書） |
| 第一百九十四条 | （物件明細書） |
| 第一百九十五条 | （物件明細書） |
| 第一百九十六条 | （物件明細書） |
| 第一百九十七条 | （物件明細書） |
| 第一百九十八条 | （物件明細書） |
| 第一百九十九条 | （物件明細書） |
| 第二百条 | （物件明細書） |
| 第二百零一条 | （物件明細書） |
| 第二百零二条 | （物件明細書） |
| 第二百零三条 | （物件明細書） |
| 第二百零四条 | （物件明細書） |
| 第二百零五条 | （物件明細書） |
| 第二百零六条 | （物件明細書） |
| 第二百零七条 | （物件明細書） |
| 第二百零八条 | （物件明細書） |
| 第二百零九条 | （物件明細書） |
| 第二百一十条 | （物件明細書） |
| 第二百一一条 | （物件明細書） |
| 第二百一十二条 | （物件明細書） |
| 第二百一十三条 | （物件明細書） |
| 第二百一十四条 | （物件明細書） |
| 第二百一十五条 | （物件明細書） |
| 第二百一十六条 | （物件明細書） |
| 第二百一十七条 | （物件明細書） |
| 第二百一十八条 | （物件明細書） |
| 第二百一十九条 | （物件明細書） |
| 第二百二十条 | （物件明細書） |
| 第二百二十一条 | （物件明細書） |
| 第二百二十二条 | （物件明細書） |
| 第二百二十三条 | （物件明細書） |
| 第二百二十四条 | （物件明細書） |
| 第二百二十五条 | （物件明細書） |
| 第二百二十六条 | （物件明細書） |
| 第二百二十七条 | （物件明細書） |
| 第二百二十八条 | （物件明細書） |
| 第二百二十九条 | （物件明細書） |
| 第二百三十条 | （物件明細書） |
| 第二百三十一条 | （物件明細書） |
| 第二百三十二条 | （物件明細書） |
| 第二百三十三条 | （物件明細書） |
| 第二百三十四条 | （物件明細書） |
| 第二百三十五条 | （物件明細書） |
| 第二百三十六条 | （物件明細書） |
| 第二百三十七条 | （物件明細書） |
| 第二百三十八条 | （物件明細書） |
| 第二百三十九条 | （物件明細書） |
| 第二百四十条 | （物件明細書） |
| 第二百四十一条 | （物件明細書） |
| 第二百四十二条 | （物件明細書） |
| 第二百四十三条 | （物件明細書） |
| 第二百四十四条 | （物件明細書） |
| 第二百四十五条 | （物件明細書） |
| 第二百四十六条 | （物件明細書） |
| 第二百四十七条 | （物件明細書） |
| 第二百四十八条 | （物件明細書） |
| 第二百四十九条 | （物件明細書） |
| 第二百五十条 | （物件明細書） |
| 第二百五十一条 | （物件明細書） |
| 第二百五十十二条 | （物件明細書） |
| 第二百五十三条 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| 第二百五十三年 | （物件明細書） |
| 第二百五十四年 | （物件明細書） |
| 第二百五十五年 | （物件明細書） |
| 第二百五十六年 | （物件明細書） |
| 第二百五十七年 | （物件明細書） |
| 第二百五十八年 | （物件明細書） |
| 第二百五十九年 | （物件明細書） |
| 第二百五十十年 | （物件明細書） |
| 第二百五十一年 | （物件明細書） |
| 第二百五十二年 | （物件明細書） |
| | |

掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める
申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者が、その期間内に、前項各号のいずれにも該当しないことを証明したとき、又は同項第二号に該当する場合であつて不動産の買受可能額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者（買受可能額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。）の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合 申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買い受けける旨の申出及び申出額に相当する保証の提供

二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合 買受けの申出の額が申出額に達しないときは、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と買受可能額との差額に相当する保証の提供

三 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受可能額以上の額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。
(売却の方法及び公告)

第六十四条 不動産の売却は、裁判所書記官の定める売却の方法により行う。

2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

3 裁判所書記官は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならぬ。

4 前項の場合においては、第二十条において準用する民事訴訟法第九十三条第一項の規定にかかるらず、売却決定期日は、裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分と同時に指定する。

5 第三項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、売却基準価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

第六十四条の二 執行裁判所は、差押債権者（配

二　他の民事執行の手続の売却不許可決定において前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から二年を経過しない者

三　民事執行の手続における売却に關し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条から第九十六条の五まで、第一百九十七条から第一百九十七条の四まで若しくは第一百九十八条、

順位買受

又可能価額以上で、かつ、最高価買受申出額から買受けの申出の保証の額を申出額以上である場合に限り、売却の実施までの間に、執行官に対し、最高価買受申出額以上の売却許可決定が第八十条第一項の規定による効力を失うときは、自己の買受けの申出（次に売却を許可すべき旨の申出（以下「次々又の申出」という。））をすることがで

當要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。の申立てがあるときは、執行官に対し、内覧（不動産の買受けを希望する者をこれに立ち入らせて見学させること）をいう。（以下この条において同じ。）の実施を命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対する抗争ができる場合で当該占有者が同意しないときは、この限りがない。

前項の申立ては、最高裁判所規則で定めることにより、売却を実施させる旨の裁判所書記官の处分の時までにしなければならない。

第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところにより内覧への参加の申出をした者（不動産を買い受ける資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。）のために、内覧を実施しなければならない。

執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令を取り消すことができる。

執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入らせることができる。

執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実施を妨げる行為をするものに対し、不動産に立ち入ることを制限し、又は不動産から退去させることができる。

（売却の場所の秩序維持）

第六十五条 執行官は、次に掲げる者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせないことができる。

一 他の者の買受けの申出を妨げ、若しくは不當に価額を引き下げる目的をもつて連合する等売却の適正な実施を妨げる行為をし、又はその行為をさせた者

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第六十五条の二 不動産の買受けの申出は、次の各号のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者(その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者)が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければならない。

一 買受けの申出をしようとする者(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「の号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この目において「暴力団員等」という。)であること。

二 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等であること。

(買受けの申出の保証)

第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。(次項位買受けの申出)

第六十七条 最高賃買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額

第六十八各条ができないときは（債務者处分等）入札又はても買受人は強制競争を除く。次に於ける行為があるとき、債務者は又は買受人がさせて、執行裁（執行裁示保全額）一債務一に対するべき渡手ること。二執行こと。三差押出額」と受可能額の売りの未達する買不動産を額に相当地に立つて申立てし決定を第五十一条保全処理の規定による其は第一項

の買受けの申出の禁止) 債務者は、買受けの申出をすることがない。の申出をした差押債権者のための保全

前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号から第五号までに掲げる文書を提出する場合について準用する。
 (最高価買受申出人又は買受人のための保全処分等)

第七十七条 執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が、価格減少行為等(不動産の価格を減少させ、又は不動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。)をし、又は価格減少行為等をするおそれがあるときは、又は最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、その買受けの申出の額(金銭により第六十六条の保証を提供した場合にあつては、当該保証の額を控除した額)に相当する金銭を納付させ、又は代金を納付させて、次に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。

一 債務者又は不動産の占有者に対し、価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ぜる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)

二 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

ロ 前号イ及びロに掲げる事項

イ 前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び不動産の使用を許すこと。

二 第五十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分について、同条第六項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条二の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分を命ずる決定について準用する。

(代金の納付)

第七十八条 売却許可決定が確定したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

2 買受人が買受けの申出の保証として提供した金額及び前条第一項の規定により納付した金額は、代金に充てる。

3 買受人が第六十三条第二項第一号又は第六十八条の二第二項の保証を金銭の納付以外の方法で提供しているときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところによりこれを換価し、その換価代金から換価に要した費用を控除したものを作成し、代金に充てる。この場合において、換価に要した費用は、買受人の負担とする。

4 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出で、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済金の交付の日に納付することができる。ただし、配当期日において、買受人の受けべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

5 裁判所書記官は、特に必要があると認めると次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

ロ 執行官に不動産の保管をさせること。

三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び不動産の使用を許すこと。

二 第五十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分について、同条第六項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条二の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条二の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分を命ずる決定について準用する。

(代金の納付)

第七十九条 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。

7 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

(不動産の取得の時期)

第八十条 買受人が代金を納付しないときは、却許可決定は、その効力を失う。この場合においては、買受人は、第六十六条の規定により提供した保証の返還を請求することができない。

2 前項前段の場合において、次順位買受けがあるときは、執行裁判所は、その申出について売却の許可又は不許可の決定をしなければならない。

(法定地上権)

第八十一条 土地及びその上にある建物が債務者の所有に属する場合において、その土地又は建物の所有権を審査しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らか

物の差押えがあり、その売却により所有者を失するに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合には、地代は、当事者の請求により、裁判所を執行裁判所に納付しなければならない。

第八十二条 買受人が代金を納付したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

2 買受人が買受けの申出の保証として提供した金額及び前条第一項の規定により納付した金額は、代金に充てる。

3 買受人が第六十三条第二項第一号又は第六十八条の二第二項の保証を金銭の納付以外の方法で提供しているときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところによりこれを換価し、その換価代金から換価に要した費用を控除したものを作成し、代金に充てる。この場合において、換価に要した費用は、買受人の負担とする。

4 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けようとする者は、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出で、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済金の交付の日に納付することができる。ただし、配当期日において、買受人の受けべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

5 裁判所書記官は、特に必要があると認めると次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

ロ 執行官に不動産の保管をさせること。

三 差押え又は仮差押えの登記の抹消

2 買受人及び買受人から不動産の上に抵当権の設定を受けようとする者が、最高裁判所規則で定めるところにより、代金の納付の時までに申し出をしたときは、前項の規定による嘱託は、登記の申請の代理を業とすることができる者で申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、その嘱託情報を登記所に提供しなければならない。

6 第一項又は前項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

(不動産の取得の時期)

第八十三条 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産を買受人に引き渡すべき旨を命ぜることができる。ただし、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者に対しては、この限りでない。

2 買受人は、代金を納付した日から六月(買受けの時に民法第三百九十五条第一項に規定する期間)を経過したときは、前項の申立てをすることができない。

3 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税の他の費用は、買受人の負担とする。

(引渡命令)

第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、売却代金の交付計算書を作成し、債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、売却代金の配当又は弁済金の交付において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

3 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合には、債務者又は不動産の占有者に対する権利を譲り受けた者に交付する。

4 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においては、その者を審査しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らか

ても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

(配当表の作成)

第八十五条 執行裁判所は、配当期日において、第一項各号に掲げる各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額について、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合は、この限りでない。

二 執行裁判所は、前項本文の規定により配当の順位及び額を定める場合には、民法、商法その他の法律の定めるところによらなければならぬ。

三 配当期日には、第一項に規定する債権者及び債務者を呼び出さなければならない。

四 配当期日には、第一項本文に規定する事項に規定する事項を定めるため必要があると認めるとときは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、かつ、同時に取り調べができる書証又は電磁的記録に記録された情報の内容の取調べをすることができる。

五 第一項の規定により同項本文に規定する事項に規定する場合には、配当の順位及び額を除く)が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

六 配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定めの内容(同項ただし書に規定する場合にあつては、配当の順位及び額については、その合意の内容)を記載しなければならない。

七 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する債権者(同項第一項前段に規定する者を除く)に対する呼出状の送達について準用する。

(音声の送受信による通話の方法による配当期日)

第八十六条 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに第八十五条第一項に規定する債権者及び債務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、配当期日における手続を行うことができる。

二 前項の配当期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その配当期日に出頭したもののみなす。

三 執行裁判所は、配当期日において、第一項各号に掲げる各債権者の権利が仮差押えの登記後に登記されたものである場合には、その債権者は、仮差押債権者が本案の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。

四 四十七条规定による手続を続行する旨の裁判がある場合において、執行を停止されたこと

の証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本若しくは記録事項証明書の提出をしないとき

は、配当異議の申出は、取り下げたもののみなす。

(配当の額の供託)

第九十一条 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所書記官は、その配当の額に相当する金銭を供託しなければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

二 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号又は第百八十三条第一項第二号ホに掲げる文書が提出されてい

るとき。

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権(以下この項において「先取特権等」という)の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

五 その債権に係る先取特権等につき仮登記又は民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記がされたものであるとき。

六 仮差押え又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

七 裁判所書記官は、配当等の受領のために執行裁判所に出頭しなかつた債権者(知れていない抵当証券の所持人を含む)に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

(権利確定等に伴う配当等の実施)

第九十二条 前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、執行裁判所は、供託金について配当等を実施しなければならない。

一 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者若しくは執行を停止された差押債権者に対し配当を実施することができなくなつたとき、又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなかつた債権者のために配当表を変更しなければならない。

二 前条第一項の規定による供託がされた場合において、第一項の訴えを提起したとの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したこと

における該供託に係る債権者(同項第六号に掲げる事由による供託がされた場合にあつては、

当該供託に係る仮差押債権者又は執行を停止さ

る差押えの登記前に登記された第一項第四号に

規定期限の到来していない債権者は、配当等を受け

ることができる。

(期限付債権の配当等)

第八十八条 確定期限の到来していない債権は、配当等については、弁済期が到来したものとみた残額に相当するもの

三 第八十一条後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証

二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四 第八十六条二 売却代金は、次に掲げるものと

する。

一 不動産の代金

二 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三 第八十一条後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証

二 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

七 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

八 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

九 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十一 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十二 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十三 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十四 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十五 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十六 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十七 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十八 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

十九 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十一 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十二 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十三 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十四 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十五 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十六 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十七 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十八 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

二十九 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十一 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十二 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十三 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十四 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十五 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十六 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十七 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十八 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

三十九 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十一 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十二 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十三 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十四 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十五 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十六 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十七 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十八 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

四十九 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十一 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十二 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十三 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十四 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十五 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十六 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十七 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十八 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

五十九 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十一 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十二 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十三 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十四 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十五 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十六 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十七 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十八 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

六十九 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

七十 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

七十一 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

七十二 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

七十三 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

七十四 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

七十五 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

七十六 第六十三条第二項第二号の規定により提供

した保証のうち申出額から代金の額を控除した

</

4 執行裁判所は、前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託がされた日（この項の規定によりその供託に係る供託の事由が消滅しない旨の届出をした場合は、最後に当該届出をした日）から前項の規定による届出がされることなく二年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、その供託に係る供託の事由が消滅しているときは同一項の規定による届出をし、又はその供託に係る供託の事由が消滅していないときはその旨の届出をするべき旨を催告しなければならない。

5 前項の規定による催告を受けた当該供託に係る債権者が、催告を受けた日から二週間以内に第三項の規定による届出又は前項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出をしないときは、執行裁判所は、当該供託に係る債権者が当該不变期間が経過した日にその効力を生ずる。ただし、当該供託に係る債権者が当該不变期間が経過するまでに第三項の規定による届出又は第四項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、この限りでない。

6 前項の決定は、当該供託に係る債権者が当該決定の告知を受けた日から一週間の不变期間が経過した日にその効力を生ずる。ただし、当該供託に係る債権者が当該不变期間が経過するまでに第三項の規定による届出又は第四項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、この限りでない。

7 当該供託に係る債権者が第四項に規定する期間を経過する前に執行裁判所にその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、同項の規定の適用については、同項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出があつたものとみなす。

その給付の目的物を管理人に交付すべき旨を命じなければならぬ。

既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき法定果実とする。

第一項の開始決定は、債務者及び給付義務者に送達しなければならない。

前項の収益は、後に収穫すべき天然果実及び強制管理の申立てが当該給付義務者に送達された時に生ずる。

4 給付義務者に対する第一項の開始決定の効力は、開始決定が当該給付義務者に送達された時は、執行抗告をするものとす。

5 強制管理の申立てについての裁判に対してもは、執行抗告をすることができる。

(二)重開始決定

第九十三条の二 既に強制管理の開始決定がされ、又は第八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の開始決定がされた不動産について強制管理の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制管理の開始決定をするものとする。

(給付義務者に対する競合する債権差押命令等の陳述の催告)

第九十三条の三 裁判所書記官は、給付義務者に對し、開始決定の送達の日から二ヶ月以内に給付請求権に對する差押命令又は差押命令の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。この場合においては、第一百四十七条第一項の規定を準用する。

(給付請求権に対する競合する債権差押命令等の効力の停止等)

第九十三条の四 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に對して生じたときは、給付請求権に對する差押命令又は差押処分であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。ただし、強制管理の開始決定の給付義務者に対する効力の発生が、第一百六十五条各号(第一百六十七条の十四第一項において第一百六十五条各号(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する場合及び第一百九十三条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる時後であるときは、この限りでない。

2 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に対する仮差押命令であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。

3 第一百六十七条の二(第二項に規定する少額訴訟債権執行の手続において配当要求をした債権者及び前項の仮差押命令の債権者は、第百四十三条に規定する債権執行を行う。)又は少額訴訟債権執行の手続において配当等を受けることができる。

(管理人の選任)

第九十四条 執行裁判所は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号))第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。)、銀行その他の法人は、管理人となることができる。

(管理人の権限)

第九十五条 管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、共同してその職務を行う。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得なければならない。

3 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対しすれば足りる。

(強制管理のための不動産の占有等)

第九十六条 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができる。

2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。

3 第五十七条第三項の規定は、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。(建物使用の許可)

第九十七条 債務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者は他に居住すべき場所を得ることができないときは、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族(婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。)の居住に必要な限度で

において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

3 前二項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(収益等の分与)

第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

(管理人の監督)

第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。
(管理人の注意義務)

第一百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならぬ。

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害関係を有する者に対し、連帶して損害を賠償する責めに任ずる。

(管理人の報酬等)

第一百一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(管理人の解任)

第一百二条 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害関係を有する者の申立てにより、又は職権で、管理人を解任することができます。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

(強制管理の停止)

第一百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

(計算の報告義務)

金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換価について準用する。

（航行許可）

第一百八十八条 執行裁判所は、営業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債権者並びに最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意があるときは、債務者の申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

2 前項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

（事件の移送）

第一百九十九条 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。

2 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し）

第一百二十条 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないとときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

（不動産に対する強制競売の規定の準用）

第一百二十二条 前款第二目（第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項第二号、第五十六条、第六十条の二、第六十五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五号、第八十一条及び第八十二条を除く。）の規定は船舶執行について、第十八条、第五十四条及び第八十一条の規定は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第一項中「第一百八十一条第一項各号に掲げる文書」とあるのは、「文書」と、「一般的な先取特権」とあるのは、「先取特権」と読み替えるものとする。

第三款 動産に対する強制執行

（動産執行の開始等）

第一百二十二条 動産（登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することができる確実であるもの及びとする。

裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。に対する強制執行（以下「動産執行」という。）は、執行官の目的物に対する差押えのためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

（債務者の占有する動産の差押え）

第一百二十三条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

2 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。前項前段の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、後の事件のために差し押さえられたものとみなす。執行官は、前項の差押えを取扱うことができる。

（売却の見込みのない差押物の差押えの取消し）

第一百三十条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

（差押禁止動産）

第一百三十二条 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、置及び建具

二 債務者等の一月間の生活に必要な食料及び燃料

三 標準的な世帯の二月間の必要な生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するため欠くことができる

五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しな

2 差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取扱うことができる。

（超過差押えの禁止等）

第一百二十九条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

（差押えの後における見込みのない場合の差押えの禁止等）

第一百三十条 差押されるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときには、執行官は、その差押えをしてはならない。

ければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

第一百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押物を売却し消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じることができる。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。

5 第二項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができる。
(先取特権者等の配当要求)

第一百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

(売却の方法)

第一百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。
(売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)

第一百三十五条 第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。

(手形等の提示義務)

第三百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押さえた場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。(執行停止中の売却)

第一百三十七条 第二十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができます。

れがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができます。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。

3 申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じることができる。

4 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じることができる。

5 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命ずることができる。

6 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。

7 第二項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができる。

(先取特権者等の配当要求)

第一百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

(売却の方法)

第一百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。

(手形等の提示義務)

第三百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押さえた場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。(執行停止中の売却)

四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されていると

き。

2 執行官は、配当等の受領のために出頭しなかつた債権者に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定めた事項を教示しなければならない。

5 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送达された時に生ずる。

(有価証券の裏書等)

第一百三十八条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。

(執行官による配当等の実施)

第一百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3 前項の協議が調わないときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。

4 第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第一百四十条 配当等を受けるべき債権者は、差押債権者のか、売得金については執行官がその交付を受けるまで(第百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。

(執行官の供託)

第一百四十一条 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

1 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

2 仮差押債権者の債権であるとき。

3 第三十九条第一項第七号又は第一百九十二条において準用する第百八十三条第一項第二号

本に掲げる文書が提出されているとき。

(差押命令)

第一百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しなければならない。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しないで発する。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定めた事項を教示しなければならない。

5 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。

(強制執行)

第一百四十六条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(執行裁判所)

第一百四十七条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

(差押えに係る債権(差押命令により差し押さえたされた債権に限る。以下この目において同じ。)について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

2 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

(第三債務者の陳述の催告)

3 差押えに係る債権(差押命令により差し押さえたされた債権に限る。以下この目において同じ。)について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

(第三債務者の陳述の催告)

第一百四十八条 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。

(第三債務者は、前項の規定による催告に対し、故意又は過失により、陳述をしなかつたと

き、又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。
 (債権証書の引渡し)
第一百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。
第一百四十九条 差押債権者は、差押命令に基づいて、第百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方法により前項の証書の引渡しを受けることができる。
第一百五十条 (差押えが一部競合した場合の効力) 債権の一部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときは、各差押えの執行の効力も、同様とする。
 (先取特権等によつて担保される債権の差押えの登記等の嘱託)
第一百五十二条 登記又は登録(以下「登記等」といいう。)のされた先取特権、質権又は抵当権によつて担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てによつて、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。
第一百五十三条 給料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けけるべき給付に及ぶ。
第一百五十四条 (扶養義務等による定期金債権を請求する場合の特例) 債権者が次に掲げる義務に係る確定期間の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものにつても、債権執行を開始することができる。
第一百五十五条 (協力及び扶助の義務) 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
第一百五十六条 民法第七百六十六条规定による夫婦間の協力及び扶助の義務
第一百五十七条 民法第七百七十一條及び第七百八十八条规定による夫婦間の監護に関する義務

2 前項の規定により開始する債権執行においては、各定期金債権について、その確定期限の到来後に弁済期が到来する給料その他継続的給付に係る債権のみを差し押さえることができる。
第一百五十二条 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分(その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分)は、差し押さえではならない。
第一百五十三条 (差押債権の支払) 債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権には、差し押さえではならない。
第一百五十四条 (給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権) 債務者が前条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいいう。以下同じ。)を請求する場合における前二項の適用については、前二項中「四分の三」とあるのは、「二分の一」とする。
第一百五十五条 (差押禁止債権の範囲の変更) 債権者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差し押さえではない債権の部分について差押命令を発することができる。
第一百五十六条 (第三債務者の差押) 執行裁判所は、申立てにより、債権者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
第一百五十七条 (差押債権者の訴訟) 差押債権者が第三債務者に対し差押された債権に係る給付を求める訴え(以下「取立訴訟」という。)を提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押されたものに対し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。

2 申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
第一百五十八条 (第三債務者の差押) 執行裁判所は、前項の支払を受けたときは、差押債権者が第三債務者から支払を受けたとき(以下「前項」といいう。)にかかる金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいいう。以下同じ。)の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託する。
第一百五十九条 (第三債務者の差押) 第三百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る債権又は同条第二項に規定する債権で、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。
第一百六十条 (第三債務者の差押) 債務者に対し差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。
第一百六十一条 (第三債務者の差押) 債務者に對して差押命令が送達された日から一週間に相当する金額を債務の履行地の供託所に供託することができる。
第一百六十二条 (第三債務者の差押) 第三百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る債権が含まれているときは、その債権の全額に相当する金銭を、配当要求があつた旨を記載した訴状の送達を受ける時までに、差押債権に係る金銭債権のうち差し押さえられない部分を超えて発せられた差押命令、差押処分又は仮差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。
第一百六十三条 (第三債務者の差押) 第三百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る債権が含まれているときは、その債権及び執行費用は、支払を受けたとあるのは、「四週間」とする。
第一百六十四条 (第三債務者の差押) 差押債権者が第三債務者から支払を受けたときは、差押債権が含まれているときは、その債権及び執行費用は、支払を受けたとあるのは、「四週間」とする。
第一百六十五条 (第三債務者の差押) 第三百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る債権が含まれているときは、その債権及び執行費用は、支払を受けたとあるのは、「四週間」とする。
第一百六十六条 (第三債務者の差押) 第三百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る債権が含まれているときは、その債権及び執行費用は、支払を受けたとあるのは、「四週間」とする。
第一百六十七条 (第三債務者の差押) 第三百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る債権が含まれているときは、その債権及び執行費用は、支払を受けたとあるのは、「四週間」とする。
第一百六十八条 (第三債務者の差押) 第三百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る債権が含まれているときは、その債権及び執行費用は、支払を受けたとあるのは、「四週間」とする。

2 申立てにより、前項の規定により差押命令が取り立てることができることとなつた日(前項又はこの項の規定による届出をした場合においては、最後に当該届出をした日)次項において同じ。)から第三項の支払を受けることなく二年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならない。
第一百六十九条 (第三債務者の差押) 第二項の規定により金銭債権を取り立てることができる。
第一百七十条 (第三債務者の差押) 差押債権者が第三債務者に対し差押された債権に係る給付を求める訴え(以下「取立訴訟」という。)を提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押されたものに対し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。
第一百七十一条 (第三債務者の差押) 前項の裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。
第一百七十二条 (第三債務者の差押) 前項第二項又は第三項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法により

- 一 第三債務者が第一百五十六条第一項から第三項までの規定による供託をした時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時

三 売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時

四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時は、執行官がその動産の引渡しを受けた時（配当等の実施）

五百六十六條 執行裁判所は、第一百六十一条第七項において準用する第一百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 第百五十六条第一項から第三項まで又は第一百五十七条第五項の規定による供託がされた場合

二 売却命令による売却がされた場合

三 第百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

四 第八十四条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

差し押さえられた債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に第一百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

（その他の財産権に対する強制執行）

五百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権（以下この条において「その他の財産権」という。）に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例による。

2 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものは、強制執行の管轄については、その登記等の地にあるものとする。

3 その他の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差押命令が債務者に送達された時に生ずる。

4 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて差押えの登記等が差押命令の送達前にされた場合には、差押えの効力

- 同じ。)について更に差押処分がされた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所」と、「執行裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」と、「他の執行裁判所」とあるのは「他の簡易裁判所の裁判所書記官」と、同条第四項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と読み替えるものとする。

(執行裁判所)

第一百六十七条の三 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分に関する事項は、その裁判所書記官の所属する簡易裁判所をもつて執行裁判所とする。

(裁判所書記官の執行処分の効力等)

第一百六十七条の四 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分は、特別の定めがある場合を除き、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

2 前項に規定する裁判所書記官が行う執行処分に対しても、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。

3 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による執行異議の申立てがあつた場合について準用する。

(差押処分)

第一百六十七条の五 裁判所書記官は、差押処分において、債務者に対し金銭債権の取立てその他処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 第百四十五条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の規定は差押処分について、同条第四項の規定は差押処分を送達する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「第一百六十七条の八第一項又は第二項」と、同条第七項及び第八項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と読み替えるものとする。

3 前項の執行異議の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

5 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押処分の申立てについての裁判所書記官の処分に受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

ついて準用する。この場合においては、前二項及び同条第三項の規定を準用する。

第二項において読み替えて準用する第一百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第二項において読み替えて準用する第一百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

(費用の予納等)

第一百六十七条の六 少額訴訟債権執行についての規定

第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による裁判所書記官の処分については、適用しない。

第十四条第二項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第十四条第四項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第四項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第四項の規定により少額訴訟債権執行の手続きを取り消す旨の裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

(第三者者異議の訴えの管轄裁判所)

第一百六十七条の七 少額訴訟債権執行の不許を求める第三者者異議の訴え

第三十八条第三項の規定にかかるわらず、執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

(差押禁止債権の範囲の変更)

第一百六十七条の八 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第一百六十七条の十四第一項において準用する第一百五十二条の規定により差し押さえてはならない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることができる。

事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押処分が取

受けるべき不利益並びに債務者の資力及び従前の債務の履行の態様を特に考慮しなければならない。事情の変更があつたときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、その申立てがあつた時（その申立てがあつた後に事情の変更があつたときは、その事情の変更があつた時）までさかのぼつて、第一項の規定による決定を取り消すことができる。

4 前項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第一項の規定による決定の執行の停止を命ずることができ。

5 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

6 第百七十二条第二項から第五項までの規定は第一項の場合について、同条第三項及び第五項（扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例）の規定は第三項の場合について、第百七十三条の規定は第一項の執行裁判所について準用する。

7 第百六十七条の十六 債権者が第百五十五条の各号に掲げる義務に係る確定期間の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかるわらず、当該定期金債権のうち六ヶ月以内に確定期限が到来するものについても、第一条項の規定による方法による強制執行を開始することができる。

第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行

（不動産の引渡し等の強制執行）

第二百六十八条 不動産等（不動産又は人の居住する船舶等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて行う。

2 執行官は、前項の強制執行をする必要があるときは、当該不動産等に在る者に対し、当該不動産等又はこれに近接する場所において、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 第一項の強制執行は、債務者又はその代理人人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。

4 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要がないときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をとることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならぬ。この場合において、その動産をこれらの方に引き渡すことができないとされることは、できる。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定による引渡し又は売却をしなかつたものがあるときは、これを保管しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用とする。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。

（明渡しの催告）

第二百六十九条 第一百六十八条第一項の規定による強制執行の申立てがあつた場合において、当該強制執行を開始することができるときは、次項に規定する引渡し期限を定めて、明渡しの催告（不動産等の引渡し又は明渡しの催告をいう。以下この条において同じ。）をすれば、明渡しの催告があつたことを知らざる者等を占有していないときは、この限りでない。

2 引渡し期限（明渡しの催告に基づき第六項の規定による強制執行をすることができる期限をいう。以下この条において同じ。）は、明渡しの催告があつた日から一月を経過する日とする。ただし、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。

3 執行官は、明渡しの催告をしたときは、その旨、引渡し期限及び第五項の規定により債務者が不動産等の占有を移転することを禁止されていいる旨を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法によりなければならない。

4 執行官は、引渡し期限が経過するまでの間ににおいては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期限を延長することができる。この場合においては、執行官は、引渡し期限の変更があつた旨及び変更後の引渡し期限を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

5 明渡しの催告があつたときは、債務者は、不動産等の占有を移転してはならない。ただし、債務者に對して不動産等の引渡し又は明渡しをする場合は、この限りでない。

6 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があるときは、占有者（第一項の不動産等を占有する者であつて債務者以外のもの）をいう。以下この条において同じ。）に対して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合においては、第四十二条及び前条の規定の適用については、当該占有者を債務者とみなす。

7 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債務者に對し、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。この場合においては、第三十六条、第三十七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

8 明渡しの催告後に不動産等を占有した占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができる。

9 第百七十二条第一項に規定する動産以外の動産（有価証券を含む。）の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債務者に引き渡す方法により行う。

10 明渡しの催告に要した費用は、執行費用とする。（動産の引渡しの強制執行）

第二百七十三条 第百六十八条第一項に規定する動産以外の動産（有価証券を含む。）の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債務者に引き渡す方法により行う。

2 第百六十二条第一項、第二百二十三条第二項及び第二百六十八条第五項から第八項までの規定は、前項の強制執行について準用する。（目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行）

3 第百七十三条 第三者が強制執行の目的物を占有している場合においてその物を債務者に引き渡さなければならぬ。

べき義務を負つているときは、物の引渡しの強制執行は、執行裁判所が、債務者の第三者に対する引渡し請求権を差し押さえ、請求権の行使を債務者に許す旨の命令を発する方法により行う。

2 第百四十四条、第二百四十五条（第四項を除く。）、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十五条第一項及び第三項並びに第二百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。（代替執行）

3 第百七十二条第一項に掲げる強制執行は、執行裁判所が、それぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。

4 第百七十二条第一項及び第三項並びに第二百五十五条第一項及び第三項並びに第二百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

5 第百七十二条第一項に定める裁決執行所は、第一項の規定による決行債務に對する債務者に對し、強制執行の結果を除去し、又は将来のため適當な処分をする。

6 第百七十二条第一項に定める裁決執行所は、第三十三条规定による決行債務に對する債務者に對し、強制執行の結果を除去し、又は将来のため適當な処分をする。

7 第百七十二条第一項に定める裁決執行所は、第一項の規定による決行債務に對する債務者に對し、強制執行の結果を除去し、又は将来のため適當な処分をする。

8 第百七十二条第一項に定める裁決執行所は、第一項の規定による決行債務に對する債務者に對し、強制執行の結果を除去し、又は将来のため適當な処分をする。

9 第百七十二条第一項に定める裁決執行所は、第一項の規定による決行債務に對する債務者に對し、強制執行の結果を除去し、又は将来のため適當な処分をする。

10 第百七十二条第一項に定める裁決執行所は、第一項の規定による決行債務に對する債務者に對し、強制執行の結果を除去し、又は将来のため適當な処分をする。

書の謄本、同項第二号の書面(公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。)又は同項第三号の電磁的記録(公正証書に記録されている事項の全部を記録したものに限る。)

ハ 一般的の先取特権にあつては、その存在を証する文書又は電磁的記録

抵当証券の持人が不動産担保権の実行の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

3 不動産担保権について承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、相続その他の一般承継にあつてはその承継を証する文書を、その他の承継にあつてはその承継を証する裁判所の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

4 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、次に掲げる事項を記録した電磁的記録を相手方に送付しなければならない。この場合において、不動産担保権の実行の申立てにおいて第一項第二号ハに掲げる文書又は電磁的記録が提出されたときは、併せて、当該文書又は当該電磁的記録に記載され、又は記録されている事項であつてファイルに記録されているものに係る電磁的記録を相手方に送付しなければならない。

一 第一項第一号の申立てがあつた旨の表示又は不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された同項第二号に掲げる文書若しくは電磁的記録の標目

二 不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された前二項に規定する文書又は電磁的記録の標目

(開始決定に対する執行抗告等)

第一百八十二条 不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告又は執行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者(不動産とみなされるものにあつては、その権利者。以下同じ。)は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることはできる。

(不動産担保権の実行の手続の停止)

第一百八十三条 不動産担保権の実行の手続は、第一号の申立て又は第二号の文書(同号ハにあつては、文書又は電磁的記録)の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権の登記の抹消がされた不動産についての不動産担保権の実行の手続の停止の申立て

二 次に掲げるいずれかの文書（ハにあつては、文書又は電磁的記録）

イ 担保権のないことを証する確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。口において同じ。）の謄本又は記録事項証明書

ロ 第百八十二条第一項第一号の登記を抹消すべき旨を命じ、又は同項第二号イに掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言する確定判決の謄本又は記録事項証明書

ハ 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権に由つて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の謄本（公文書が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録）

二 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書

ホ 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書

ヘ 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書

二 前項第一号の申立て又は同項第二号イから二までに掲げる文書若しくは電磁的記録の提出があつたときは、執行裁判所は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

3 第十二条の規定は、前項の規定による決定については適用しない。
(代金の納付による不動産取得の効果)

第一百八十五条及び第一百八十六条削除

（担保不動産競売の開始決定前の保全処分等）

第一百八十七条 執行裁判所は、担保不動産競売の開始決定前であつても、債務者又は不動産の所有者若しくは占有者が価格減少行為（第五十五条第一項に規定する価格減少行為をいう。以下この項において同じ。）をする場合において、特に必要があるときは、当該不動産につき担保

不動産競売の申立てをしようとする者の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、同条第一項各号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為による価格の減少又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。

一 前項の債務者又は同項の不動産の所有者が当該不動産を占有する場合

二 前項の不動産の占有者の占有の権原が同項の規定による申立てをした者に対抗することができない場合

3 第一項の規定による申立てをするには、担保不動産競売の申立てをする場合において第百八十二条第一項から第三項までの規定により提出すべき文書を提示しなければならない。

4 執行裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から三月以内に同項の担保不動産競売の申立てをしたことを証する文書を提出しないときは、被申立人又は同項の不動産の所有者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。

5 第五十五条第三項から第五項までの規定は第一項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項の規定による決定（第五十五条第一項第一号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものと除く。）について、第五十五条第十項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定（同条第一項第一号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものと除く。）の執行に要した費用について、第八十三条の二の規定は第一項の規定による決定（第五十五条第一項第三号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずるものに限る。）の執行がされた場合について準用する。この場合において、第五十五条第三項中「債務者以外の占有者」とあるのは、「債務者及び不動産の所有者以外の占有者」と読み替えるものとする。

（不動産執行の規定の準用）

第一百八十八条 第四十四条の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目（第

八百一十九条 前章第二節第二款及び第八百八十二条から第八百八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第八百十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければ」とあるのは、「同項に規定する事由を疎明し、かつ、担保権の登記（仮登記を除く。）がされている場合を除き、第八百十九条において準用する第八百八十五条第一項（第一号を除く。）、第二項若しくは第三項の規定により提出すべき文書を提示し、又はこれらの規定により提出すべき電磁的記録を提出しなければ」と、第八百八十五条第一項第二号ハ中「一般的の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

（動産競売の要件）

第一百九十条 動産を目的とする担保権の実行としての競売（以下「動産競売」という。）は、次に掲げる場合に限り、開始する。

一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場合

二 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書での競売（以下「動産競売」という。）は、次に掲げる場合に限り、開始する。

一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場合

三 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書の謄本を提出し、かつ、第八百九十二条において準用する第八百二十三条第二項の規定による検索に先立つて又はこれと同時に当該許可の決定が債務者に送達された場合

執行裁判所は、担保権の存在を証する文書を提出した債権者の申立てがあつたときは、当該担保権についての動産競売の開始を許可することができる。ただし、当該動産が第八百二十三条第二項に規定する場所又は容器にない場合は、この限りでない。

前項の許可の決定は、債務者に送達しなければならない。

（動産の差押えに対する執行異議）

第四百九十二条 第二項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

保権によつて担保される債権の一部の消滅を理由とすることができる。

第一百九十二條 前章第二節

百九十二条 前章第一節第三款（第二百二十三条）
第二項、第二百二十八条、第二百三十二条及び第二百三十三条を除く。）及び第二百八十三条の規定は
動産競売について、第二百二十八条、第二百三十一
条及び第二百三十二条の規定は一般の先取特權の
実行としての動産競売について、第二百二十三条
第二項の規定は第二百九十条第一項第三号に掲げ
る場合における動産競売について準用する。

第一百九十三条 第百四十三条に規定する債権及び
(債権及びその他の財産権についての担保権の
実行の要件等)

第一百六十七条第一項に規定する財産権（以下「）

（実効決定）
第一百九十七条 執行裁判所は、次の各号のいづれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てによ

4 の届け出が終了したときは、第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定（同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し）を債務者に送達しなければ

第一百九十九条の二 執行裁判所は、相当と認めるとときは、最高裁判所規則で定めるところによつて、執行裁判所並びに申立人及び開示義務者が、音声の送受信により同時に通話をすることが

第四章 債務者の財産状況の調査 第一節 財産開示手続

第一節 財產開示手續

第一百四十九条 (管轄)
この節の規定による債務者の財産の開示に関する手続（以下「財産開示手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

一 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。
二 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき。

三 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との間にあつた債務者が、当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。

（音声の送受信による通話の方法による財産開示の規定は前各項の規定による手続について、同法第二百二十九条第一項及び第二項の規定は開示義務者について準用する。）

第一百九十四条 第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定は、担保権の実行としての競売、担保不動産収益執行並びに前条第一項に規定する担保権の実行及び行使について準用する。
(留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売)

3 旗してても、申立人が前号の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

する必要があるものとして最高裁判所が見て下さる事項を明示しなければならない。

執行裁判所は、財産開示期日において、開示義務者に対し質問を発することができる。

4 申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問を発することができる。

〔附則事務の一一部の免除〕

第二百条 財産開示期日において債務者の財産の一部を開示した開示義務者は、申立人の同意がある場合又は当該開示によつて第一百九十七条第一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなつたことが明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、第一百九十九条第一項の規定に

示手続を実施する旨の決定をしなければならぬ。い。一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したもの）において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ること

第百九十九条 開示義務者（前条第二項第二号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、財産開示請求日に出頭し、債務者の財産（第二百三十二条第一号又は第二号に掲げる動産を除く。）について陳述しなければならない。

二 他の事情により、開示義務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める

2
一 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。
執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを正規する文書を提出し債権者

2 指定しなければならない。
一 財産開示期日には、次に掲げる者を呼び出さなければならない。
二 申立人
二 債務者（債務者に法定代理人がある場合には当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者）

合であつて、相當と認めるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、開示義務者に第百九十九条第一項の規定による陳述をさせることができる。

一 開示義務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、開示義務者が執行裁判所の

り、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したもの）を除く。において、申立人が当該金

5 第一項又は第二項の申立てについての裁判に
　対しては、執行抗告をすることができる。
6 第一項又は第二項の決定は、確定しなければ
　その効力を生じない。

(期日指定及び期日の呼出し)

第一百九十八条 執行裁判所は、前条第一項又は第
二項の決定が確定したときは、財産開示期日をもつて

2 前項の財産開示期日に出頭しないでその手続に閑与した申立人は、その財産開示期日に出頭したものとみなす。
(映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述)

の開示に関する手続（以下「賃貸開示手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

（実施決定）

第一百九十七条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てによ

三 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したとき
第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定（同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し）を債務者に送達しなければ

二百二十二条第一項及び第二項の規定に開示義務者について準用する。
（音声の送受信による通話の方法による財産開示の示期日）

ついては、担保権の実行としての競売の例による。

示すべき期日をいう。以下同じ。)においてその財産について陳述をしたものであるときは財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一 債務者が当該財産開示期日において一部の

5 7 6 執行裁判所は、申立人が出頭しないときであつても、財産開示期日における手続を実施することができる。

財産開示期日における手続は、公開しない。民事訴訟法第二百九十五条及び第二百六条の規定は前各項の規定による手続について、同法第二百二十九条第一項本文第一項の規定によつて適用される。

- 二 債務者に対する第三百五十二条の第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者

四 当該情報の提供をした者
(第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限)

第二百十条 申立人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号に掲げる者であつて、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の第二百八条第一項の情報の提供に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

第二百十一条 第三十九条及び第四十条の規定は、執行力のある債務名義の正本に基づく第三者から的情報取得手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は第三者からの情報取得手続について、第八十二条及び第八十三条の規定は一般的の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について、それぞれ準用する。

第五章 罰則

(公示書等損壊罪)

第二百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)(これらの規定を第一百二十一條(第百八十九条(第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第一百八十八条(第百九十九

五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は第百八十七条规定第一項(第百九十五条の規定による)に該する場合を含む。

の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識(刑法第九十六条规定する封印及び差押えの表示を除く。)を損壊した者

第一百六十八条の二第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者

一 売却基準価額の決定に關し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由なく、出頭せず、若しくは陳述を拒み、又は虚偽の陳述をした者

一 第五十七条第二項（第一百二十二条（第一百八十九条（第一百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した者

二 第六十五条の二（第一百八十八条（第一百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者

四 第一百六十八条第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者

五 執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日において、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓を拒んだ開示義務者

六 第百九十九条第七項において準用する民事訴訟法第二百一一条第一項の規定により財産開示期日において宣誓した開示義務者であつては、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に處する。

て、正当な理由なく第百九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたも
の不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この項において同じ。）の占有者であつて、その占有の権原を差押債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項（第百八十八条（第二百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により消滅する権利を有する者に対する抗することができないものが、正当な理由なく、第六十四条の二第五項（第百八十八条（第二百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による不動産の立入りを拒み、又は妨げたときは、三十万円以下の罰金に処する。

（過料に処すべき場合）

第二百四十四条 第二百一条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

2 第二百十条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者も、前項と同様とする。
（管轄）

第二百一十五条 前条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄とする。
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。
（競売法の廢止）
（経過措置）

第二条 競売法（明治三十一年法律第十五号）は、廃止する。

第四条 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の民事訴訟法又は附則第二条の規定による廃止前の競売法の規定による執行処分その他の行為は、この法律の適用については、この法律の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行の際、現に裁判所に係属し、又は執行官が取り扱つてゐる事件の処理に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五条 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)の施行の日の前日までに開始された執行文の付与の申立てに係る事件(申立てに係る債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合に限る。以下「特例執行文付与申立て事件」という。)については、第十五条の二、第十六条第五項及び第十九条の二から第二十条までの規定は適用せず、次条から附則第十条までに定めるところによる。
(特例執行文付与申立て事件に関する裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等)
第六条 特例執行文付与申立て事件における申立てその他の申述(以下「特例執行文付与申立て事件に関する申立て等」という。)のうち、当該特例執行文付与申立て事件に関する申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等をもつてするものとされているものであつて、裁判所に對してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。
(特例執行文付与申立て事件に関する裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等の特例)
第七条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件について、裁判所に對する特例執行文付与申立て事件に関する申立て等(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對するものを含む。次条において同じ。)をするときは、前条第一項の方法により、これをわなければならない。ただし、口頭であることができる特例執行文付与申立て事件に関する申立て等について、口頭ですることは、この限りでない。
一 代理人のうち委任を受けたもの(民事訴訟法第五十四条第一項ただし書の許可を得て代

| |
|--|
| <p>第五項」と、「第一百六十四条第五項中」とあるのは「第一百六十四条第四項中」とする。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの法律の施行に對する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)</p> |
| <p>附 則 (平成一六年一二月三日法律第一 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。(处分等の効力)</p> <p>第二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> |

| |
|--|
| <p>附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備そのための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、新非訟事件手續法の施行の日から施行する。この法律は、新非訟事件手續法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月一一日法律第一 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年六月二日法律第四 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>附 則 (令和元年五月一七日法律第二 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)</p> <p>第五十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)</p> <p>第五十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (令和元年五月一七日法律第二 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年五月一七日法律第二 (施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> |
|--|

